

4. 意見公募（個人）

（95 名）

目 次
(五十音順)

安宅温	255
穴澤よう子	257
油井香織	258
天宮陽子	259
粟津小枝	261
五十嵐愛子	262
井口幸久	263
池田美代子	265
石川恵美子	266
石井郁子	267
井田ヨネ	268
伊藤八重子	269
井上周一	270
猪子恭治	271
岩田梢	273
岩村緑	274
上野ヨシエ	275
歌川和代	276
梅澤祐子	277
おい圭子	281
岡田清美	282
岡本恵子	284
小川久子	285
小川包子	286
小椋久子	287
小長谷康子	288
柏木三津子	289
加藤孝	290
神まゆみ	291
菅野信子	292
菊池みつる	293
菊池泰子	294

岸上真寿美	295
岸田孝史	296
北川和秀	297
木村功	298
木村建一	299
国弘実	300
栗原和子	301
小西包子	302
坂下光男	303
坂谷玲子	304
櫻井和代	305
佐々木時枝	306
佐藤清一	307
佐藤まり子	308
庄司正子	309
白鳥邦子	310
関根洋子	312
曾根良二	313
高田友子	314
高松孝子	315
竹田照	316
竹村陽子	317
田崎豊子	318
立花玲子	319
田中英子	320
種子佳邦	321
佃康雄	323
常通佳子	324
富樫玲子	325
中村松子	329
西岡政美	330
西和子	331
西田喜代美	332
野口啓一	333
野元久美子	334
橋本由紀子	335

畠山美代子	336
埴敏子	337
馬場	338
原田玲子	339
久田友俊	340
福田淑江	341
藤居昭子	344
藤沢	346
星幸恵	347
細野昇	349
洞口和子	350
宮原幸代	351
三輪道子	352
村上美晴	353
村上泰子	354
村松明代	355
本橋眞紀子	356
森芙紗子	357
諸橋成子	358
山田知江子	359
山本瑞香	360
横谷美智子	361
横山秀利	362
吉岡千代	363
吉永栄子	364
米口大作	365
渡辺順子	368

安宅 温 (あたか はる)
被保険者・作家・日本ペンクラブ会員

「介護報酬に関する意見 (意見公募)」

移送介護は生活の必需品

昨年(2001年)12月に「走れ介護タクシー」という本をミネルヴァ書房から上梓したが、そのための取材でさまざまな介護タクシー利用者の声を聞いた。その中の一人の声をここにご紹介したい。「掃除・洗濯は這ってでも自分でできる。でも外出だけはできない、このサービスを待ち望んでいた」この声を聞いたとき、移送介護の優れた手段として現われた介護タクシーの必要性が痛いほど伝わってきた。

取材で会った40人ほどの介護タクシー利用者中の半数ほどが独居の方たちだった。その方たちは言う。「今までは家の中とせいぜい施設のデイサービスに行くことだけが、私の社会の全てだった。介護タクシーに乗ることで少しだけ社会が広がった」。

また「介護タクシーのお陰でしっかりリハビリに通えて、介護度が下がった。その結果他の介護サービスを利用する率も少なくてすむようになった」。こう言われる方のなんと多かったことか。

他人の助けを借りて生活するよりも、自分の残存能力を引き出す努力を促し、介護サービスの利用を減らすことができれば、本人も楽になるし、介護保険の利用総額も減る。これこそ介護保険制度の目指すところではなかったのか。

取材を進めるほどに、介護タクシーがいかに介護保険制度の根本理念である、自立支援のための優れたサービスであるかを知らされた。

一例としてKさんの例をお話したい。Kさんは糖尿病からの中年での失明に加えて、透析を受けるようになっていた。Kさんは写真現像やクリーニングの受け渡しなどを自宅一部で家業にしている。この仕事なら弱いKさんにも可能であった。しかし、3年ほど前から透析を受けるために隔日に通院することになった。高齢失明で一人歩きができないKさんには奥様の付き添いが必要である。しばらくは「失明の上にこれ以上家内に迷惑をかけられない」と、透析を拒否していた。しかし、昏睡状態に陥って入院したKさんは、奥様の強い勧めで透析を始めた。週に3回、店を閉めて奥様が付き添ってタクシーで病院へ行く。奥様は病院の待合室で終わるのを4・5時間待って、病院から出る昼食を介助して食べさせてタクシーで帰る。これでは、週に3回店を休んだ上に、往復のタクシー代が必要になる。これが死ぬまで続くのである。困り果てていたKさん夫婦は介護タクシーのことを知った。

介護タクシーは介護保険から30分の身体介護料の報酬を受けて、自己負担は片道210円で済むという。安い上にタクシーへの乗降介護も、病院内の食事介助もしてくれる。これで、奥様は安心して店を守れるし、家事もできる。貯金を食いつぶしていたタクシー代も、往復420円の負担で済むから、何とか持ち出しをしないでやりくりできるようになった。Kさんは言う「お陰でもう少し長生きしても許されるかなって思うようになりましたね」。

このような方々から介護タクシーを奪ってしまったら、数多くの悲劇が起こるだろうと思うと、どうあっても介護タクシーは存続させなければならない。そう思い、心からそう願う。

厚生労働省はこの介護タクシーに規制緩和ならぬ、規制強化をしてきた。あまりにも人

気が高く、需要が増える介護タクシーのサービスに、介護保険料を多く使われることを恐れての規制強化であろう。

いわく、介護タクシーを利用するなら他の介護サービスも利用しなければならない。いわく、要介護者の二人以上の同乗は禁ず、いわく、家族の付き添いは禁ず、いわく、買い物はごく限られたもの以外は禁ず、いわく、入退院時は禁ず、いわく、親戚の法事に行くことは禁ず、いわく、いわく、と禁止事項ばかりである。まったく実情に合っていない。

しかし、考えて欲しい。何の為に介護度ごとの利用上限枠が定められているのかを。上限枠内であればどのサービスをどんな割合で使うかは利用者の自由であるはずだ。仮に介護度1の人が上限枠全てを介護タクシーに使ったとしてみても欲しい。介護度1の居宅上限枠は165,800円であるから、往復4,200円で割ると39.4で、一ヶ月に40回外出しなければ使い切れない。まさか年中無休で外出する高齢者もないだろう。それほど心配しなくても上限枠の数パーセントだけ介護タクシーを利用すれば事足りるということだ。

もともと、介護保険制度が自立支援を謳い文句にしているならば、本人が自由意志で行きたい所へ出掛けることによって、生きる意欲が出ることを支援するべきであろう。

現行法では介護タクシーは介護サービスのメニューに入っていないので、訪問介護のひとつとして報酬単価もサービス内容も決められている。このことによって各種の矛盾が生じる。

その結果として、たとえば、厚生労働省は介護タクシーが走っている間は運転手は運転に専念しているから、介護しているとはみなされない、としている。乗降時の介護のみが介護だというなら、しかも乗車時、降車時を一連の介護と言うなら、その一連をつなぐ走行時はヘルパーでもある運転手はいったい何をしているというのだろうか。まさか、左のドアから乗って、右のドアから降りることの為にこの介護サービスが存在するのではないであろう。介護タクシーの一義的目的は、ある地点から他の地点へ移動することである。その移動の為に乗降という動作が起こってくるのである。車社会では、二種の免許を持ち、ヘルパー二級の資格を持った運転手による介護タクシーは非常に安心な安全な移送手段だといえよう。

私が取材した介護タクシー運転手さんたちは、異口同音に言う、「運転中がもっとも介護運転としての注意をしていますね。急ブレーキを踏んだだけで骨折する人も多いですから」。

また、訪問身体介護で捉えるために、乗降時にしか介護保険は適応されないから、短距離も長距離も同じ報酬しか得られないことになる。

移送自体を介護のサービスメニューに加えてしまえば、移送時間と乗降時間を介護保険対象として報酬も考えることができる。そうなったとき、今ある理不尽な規制は不要になるはずである。通院に使おうが、買い物に使おうが、友人に会いに行こうが、利用者が介護タクシーを拘束した時間で料金も決まる。乗降時に時間がかかる人も、そうでない人も遠慮無く使える。

移送介護を根幹から見直し、走行時は介護でないとか、付き添いは同乗してはならないとか、買い物に利用してはならないとか、利用目的などを制限するようなことはしないで欲しい。心丈夫で心自由な介護保険で無ければならない。

介護サービスを選択する権利、それが無いのであれば、介護保険制度の根幹的理念が否定されることになる。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ② 介護事業サービス関係者（ヘルパー） 4、その他
意見内容	
現場のヘルパーです。仕事に入る度、介護報酬の	
差を考えさせられます。毎回考えても納得がいきません。	
介護に家事～身体 <small>の</small> 差があつてはいいなと思います。	
どの利用者宅に入つても <u>仕事として関わる</u> ^時 は皆	
同じです。 <u>専門職として人間に</u> 関わるのですから……。	
早急に 家事～身体 <small>の</small> 一律化を	
とて 専門職として見合う報酬の引き上げを	
考えて欲しいと思います。	
ヘルパー資格を持つ人が増えても現場に入る人が	
増えない原因の一つでは ???	

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 油井 香織

個人の場合

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 介護サービス利用者本人 | 2. 利用者の家族 |
| ③ 介護事業サービス関係者（ヘルパー） | 4. その他 |

意見内容

家事援助の報酬について

ひと言で「家事援助」と言っても作業の内容はさまざま。
大変でも利用者さんの求める事によってさまざまです。例えば
仕事内容で値段はつけられないと思います。しかし家事援
助の中でも食事の仕度（調理）ほど難しいものはないです。
利用者さん好みで、なおかつ栄養面も考える。毎日召し上
かって頂くにはおいしく安全に仕上げなければなりません。と
技術者が求められます。そんな調理の仕事が家事援助の
統一された報酬と同じ ということに疑問を感じます。
身体介護もどうですが家事援助というひとくまりにすることは
なく、仕事の内容によってランク分けするなど。その仕事の大変さ
（によって報酬をいただくという方が、とてもありがたい
思います。

(注)

- ・ 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・ 上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名 天宮 陽子	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ② 介護事業サービス関係者（訪問介護） 4、その他
----------	--

意見内容

サービスを提供している立場から意見させていただきます。

・家事援助、複合、身体という分け方、またそれに対する報酬が内容に合っていないように思えます。家事という援助（環境を整える）があつて、身体介護の実施がスムーズに出来ます。

家事という単価の低さから、その大切さが利用者の方をいめがアマネージャーさんに伝わり、ないようです。

そもそも日々変化のある人間そのものに対するサービスが行動内容によってこのように単価で決定され計画されるのは矛盾を感じます。医療制度でうまくいった報酬制度は、

福祉の分野ではあてはまりません。それでも報酬制度をとり入れるならば、まずは上にも書きましたように、それぞれの単価の差をなくしていただきたい。

介護そのものをと、学んで理解して、制度を見直して下さい。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

氏名 天宮 陽子	1、介護サービス利用者本人 2、利用者の家族 ② 介護事業サービス関係者（訪問介護） 4、その他
意見内容	
又、話はずし飛ぶかもしれませんが、	
ホームヘルパーへの医療行為の導入は絶対にやめてほしい。	
もっと医療関係のサービスを介護の中でも使いやす	
くするために単価を低くするべきです。	
もともと介護は看護婦という職の仕事だったのが、じょじょに	
医療行為に比重がおかれるようになり、介護という部分にまひ	
手がまわりなくなってしまうように思う。そういった反省を生かし	
新たに介護士という職が生まれたのなら	
やはりその中の介護というものにもっと専門性を	
もたせたいべきだと思ふのだが。。	
乱筆にて失礼いたします。。	

「介護報酬に関する意見(意見公募)」

○ 氏名 栗津 小枝

○ ③ 介護事業サービス関係者

意見内容

私は地方自治体外郭団体のホームヘルパーをしております
介護保険実施以来、三分割されたから単価の高いI類介護
の部分は民間業者及び医療機関のかかどヘルパーに移行した
ために家事者には複合型が大部分を占めるように「なりまし
て」家事は単価を決めるときどのような方法で設定されたのか、知りません
あまりにも報酬単価が低く、軽く見られるように思われ、自立支援
自立援助のための家事は利用者から一日でも多く使ってもらいたい、我が家
快適に暮らすための援助なので、利用者からニーズに合ったものに
近づけたいと日々努力しております。

掃除の仕事、料理の味は、食料の選り好みなど、夫とに別れて
体調に合せ限られた時間内に掃除、洗濯、煮物と並行して行なわ
なければならない現状です。この暮しの時ばかり話し相手に女性はいく
多の日にその時間かとれません。

このように、おろ精神力的に体力的に大変な家事援助を他の複合
介護と同一単価にすべきだと思います

単価の高いヘルパーは他業者にはきついかた、現状を見れば
地方自治体の責任とはいって補助金打ち切りの年或は年以降
はどうかの心配しております

また介護報酬の一元化を提議します

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 五十嵐 愛子

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
- ③ 介護事業サービス関係者（ヘルパー）
4. その他

意見内容

複査の賃金を下げるといふことが、どれほど仕事内容を無視したことなのかヘルパーとして信じられず、思いが一杯です。実際にヘルパーを必要としている利用者さんにとって、家事、身体、複査と分けること、そのものが無理な気がします。

毎日、生活して、生きている人間に対して、三つとも必要不可欠なことなのです。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。